

2015年6月1日から行われている、商品先物取引の勧誘規制の見直しに対する貴社の対応についてお尋ねします。なお、選択をお願いしている設問には該当する箇所に丸をつけてください。それ以外は質問の下の空欄にご記入ください。

会社名： _____

I. いわゆる不招請勧誘について

貴社は、平成27年6月1日からの、商品先物取引の勧誘規制の見直し（商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令）を受けて、電話や戸別訪問等によるいわゆる不招請勧誘を、始めている、あるいは予定していますか？（3・4に関しては複数回答可）

1. 始めている
2. 予定している
具体的に（ 年 月 日より）
3. 勧誘要請があった場合は電話や戸別訪問を行うが、不招請勧誘をおこなう予定はない
4. インターネット取引や広告はおこなうが、それ以外の勧誘活動をおこなう予定はない

※1あるいは2の場合は下記Ⅱ～Ⅵの問いに、3あるいは4の場合は下記Ⅴ～Ⅵの問いに答えていただきますようお願いいたします。

Ⅱ. 勧誘に先立つ条件の説明と確認について

①不招請勧誘の対象者をどのように絞り込みますか？

1. 不招請勧誘が認められる基準を満たすことが確実な名簿等を外部やグループ会社等から入手し、それにもとづき、電話や個別訪問等をおこなう
2. 事前に絞り込みは行わず、勧誘活動以外の手段で接触し、基準を満たすかどうか自ら情報を得て、勧誘をおこなう（例：セミナー・ダイレクトメールによるアンケートなど）
以下具体的にお書きください。

※アンケート用紙など情報収集ツールのサンプルをご提供ください。

3. その他

②どのような方法で、不招請勧誘が認められる基準を満たしているかどうか確認しますか？

1. 勧誘に先立ち条件を説明し、年収・金融資産申告書を記入してもらう
2. 勧誘に先立ち条件を説明し、口頭で確認し、勧誘の後あるいは契約に先立ち、年収・金融資産申告書を記入してもらう
3. その他

③ハイリスク取引経験者について、とりわけ高齢者において、過去に取引経験はあったとしても、リスクを正確に理解せずに、外務員の言われるまま取引を行っていた顧客が、一定数いることが予想されます。勧誘を行う際、前述のような顧客をハイリスク取引経験者として扱われますか？

1. ハイリスク取引経験者として特に選別せず、一律に勧誘を行う
2. ハイリスク取引経験者について、前述のような顧客に対して勧誘を行わないよう手立てをとる。

以下具体的にお書きください。

Ⅲ. 契約できる要件の確認について

①顧客の収入・金融資産等の内訳に関する年収・金融資産申告書のサンプルをご提供ください

②顧客が申告した収入・金融資産等の内容が正しいかどうか、どのような方法で確認しますか？

1. 顧客が記載した年収・金融資産申告書のみ
2. 裏付けとなる書類の提出を求める

以下提出を求める書類の種類を具体的にお書きください。

3. その他
-

IV. 理解度確認について

農林水産省及び経済産業省の策定した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」に記載されている、契約に先立つ理解度確認テストは、どのような環境や手順でおこないますか？

以下具体的にお書きください。

※貴社が使用する理解度確認テストのサンプルをご提供ください

V. 管理部門・内部統制について

①外務員の勧誘が適正におこなわれていることを、どのように確認しますか？

以下具体的にお書きください。

②勧誘の検証に有効な手段であると思われる、外務員と顧客とのやりとりの録音についてお尋ねします。

1. 外務員と顧客のやりとりの録音について

ア) 現在実施している

イ) 年 月 日から実施する予定である。

ウ) 現在実施するかしないか検討中である

エ) 実施する予定はない

2. 前項でア)～ウ)の場合は下の問いにお答えください（複数回答）。

現在実施している、あるいは実施を予定しているやり取りの録音は、どの段階のものでしょうか。

ア) 勧誘に先立つ最初の顧客との接触時（条件説明時など）のやりとりを録音

イ) 勧誘時のやりとりを録音

ウ) 契約締結時のやりとりを録音

エ) 取引時のやりとりを録音

オ) その他

③外務員が適正な勧誘を行わない場合に、その外務員を排除する基準や監督方法についてご説明ください

以下具体的にお書きください。

④投資上限額とは別に、顧客の許容損失額等を把握していますか？

1. 投資上限額のみ把握している
2. 投資上限額とは別に、顧客の許容損失額を把握している
3. その他

⑤顧客の事情に照らして証拠金が適格的かどうかを確認し、一定の場合に歯止めをかける仕組みはありますか？

1. 商品取引契約締結の日から一年以内は投資上限額に達するか確認するが、それ以降は歯止めをかけない
2. 証拠金が投資上限額に達するまで歯止めをかけない
3. 証拠金が投資上限額に達しない場合であっても、年収等の客観的事情に基づき歯止めをかける仕組みがある
4. 顧客の許容損失額に基づき歯止めをかける仕組みがある
5. その他

⑥一定の損失が生じる前段階で顧客に警告を発する仕組みはありますか？

以下具体的にお書きください。

⑦新規取引開始時に確認した顧客プロフィール（収入、資産等）に変化があった場合に、訂正する仕組みはありますか？

以下具体的にお書きください。

⑧顧客の求めに応じて、管理しているプロフィールを開示し、訂正する仕組みはありますか？

以下具体的にお書きください。

⑨定期的に、顧客プロフィールの変化がないか、顧客に問い合わせをおこないますか？

以下具体的にお書きください。

VI. その他

①2011年1月に不招請勧誘規制が導入される以前と比較して、2015年6月1日以後の貴社の営業方針や管理体制、マニュアルやツール等にどのような変更を加えましたか？

以下具体的にお書きください。

②前項目による変更で、どのような効果をねらっておられますか？

以下具体的にお書きください。

③2015年6月1日からの、商品先物取引の勧誘規制見直しは、事業者にとって、どのような意味をもつものとお考えですか？

貴社の見解をお聞かせください。

④2015年6月1日からの、商品先物取引の勧誘規制見直しは、消費者にとって、どのような意味をもつものとお考えですか？

貴社の見解をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

お問い合わせは消費者支援機構関西事務局（電話：06-6920-2911、mail:info@kc-s.or.jp）
担当袋井（ふくろい）までお願いいたします。